

教えて

日生協企業年金基金のこと



～～ 第7話 加入できるのはいつまで? (喪失予定日について) ～～

(前回の新人職員🍊さんと総務課担当者🍇さんのお話の続きです)

🍊: そういえば給付見込額依頼書には、「喪失予定日」を書くことになっていますね。

🍇: 「喪失予定日」は、退職予定日の翌日だよ。加入期間は加入月から喪失月の前月までだから例えば、3月31日喪失と4月1日喪失では1ヶ月分の給付額が変わるから間違えないようにしないとね。

🍊: なるほど～。ちなみに日生協企業年金基金は、いつまで加入できるんですか?

🍇: 加入できるのは65歳までよ。65歳の誕生日の前日が喪失日になるのよ。退職日のときは翌日が喪失日なのが少しややこしいわね。こっちも間違えないように気を付けないと…

🍊: 🍇さん…いつも私たちのためにありがとうございます!

(次回続きをお楽しみに～)

ちょっとメモ (資格喪失該当一覧)

いずれかに該当する場合は基金から喪失となります。

- ①死亡したとき
- ②実施事業所に使用されなくなったとき
- ③厚生年金保険の被保険者でなくなったとき ※事業所による
- ④勤めている事業所が基金の実施事業所でなくなったとき
- ⑤65歳に到達したとき



* 今回のポイント *

ポイント①⇒加入期間は加入月から喪失月の前月まで

ポイント②⇒喪失日の考え方。(退職日の翌日。65歳で喪失は誕生日の前日)

ポイント③⇒企業年金基金は65歳まで加入できます。

基金クイズ 難易度★☆☆

Q: 日生協企業年金基金の「給付金」は、何年以上加入するともらえるでしょうか?

(前回 🍇さんが言っていましたね～)

- ① 1年 ② 2年 ③ 3年

(正解は次号でお知らせします。答えはホームページの中にも)

前回クイズの答えは ②退職予定日の翌日 でした。